

## 第5章 基本方針及び施策の展開

### 第1節 計画の基本的な考え方

滝川市は平成21年4月に「子育て・子育て環境の充実」のために、滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例(通称:こども未来づくり条例)を制定しています。同条例の前文では「私たち、滝川市民は、こどもが一人前に育つまで見守る責任がある。そのためには、こどもにかかわるそれぞれの主体がお互いに協力し合い、こどもが健やかに成長できるよう支援に努めなければならない。」と謳っています。

この計画は、少子高齢化社会を迎えた現代における子育て・子育て環境づくりのため、地域社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みづくりを構築していくための様々な施策や事業を体系化し、条例の基本理念を尊重しながら、今後5年間で集中的に取り組む行動計画です。

本計画の前進となる滝川市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、滝川市こどもプラン(次世代育成支援後期行動計画)における、国の「行動計画策定指針」の趣旨、計画の内容に関する事項、後期行動計画の振り返り、平成25年12月に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果等を考慮して策定しましたが、本計画の策定においては、基本的な部分は前計画を継承するとともに、前計画に掲げた施策の進捗状況、平成31年1月に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果等を考慮しながら、引き続き「滝川市で子育てしたいと思われる環境づくり」を目指し、以下の施策について取り組みます。

# 滝川市で 子育てしたいと 思われる環境づくり



## 第2節 計画の基本視点

計画推進にあたっての基本的な視点については、施策の連続性並びに整合性の観点からも、基本的に滝川市子どもプランを引き継いだ前計画並びに「子ども未来づくり条例」の趣旨を引き継ぎながら、前計画策定時との状況の変化を加味することとし、個別の施策や事業全体に共通する基本的な視点を次のとおりとしています。

### 滝川市で子育てしたいと思われる環境づくり

安心して子どもを産み育てられる環境づくり

子どもの安全と子育てを支援する生活環境づくり

市民が求める子育て支援環境づくり

仕事と生活の調和を実現させる環境づくり

子どもの心身の健やかな成長に資する環境づくり

配慮を要する子どもや家庭への支援体制づくり

### 前計画策定時からの状況の変化

- ・ 児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター、市町村子ども家庭総合支援拠点設置について法定化
- ・ 認可保育所や幼稚園、認定子ども園の利用について 0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に、幼児教育・保育の無償化を実施
- ・ 少子化傾向が改善されない中、保育所・学童保育の利用希望者の更なる増加

### 第3節 計画推進のために

#### 1. 計画の推進体制

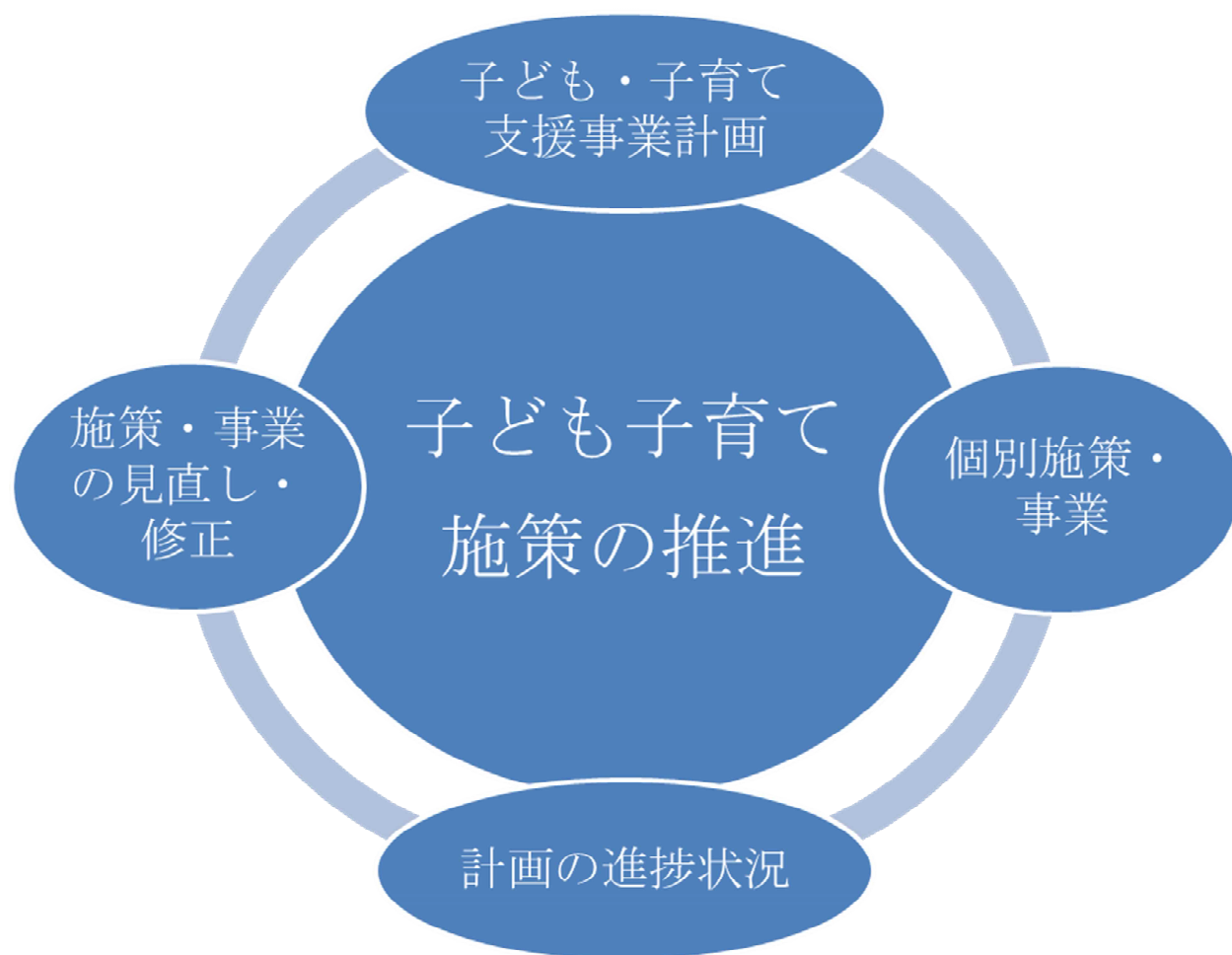
この計画の推進にあたっては、子育て支援を基本としながら、保健・教育等分野が多岐にわたるため、関係各課と連絡調整を図り、横断的に取り組みを推進します。

また、行政だけでなく、様々な分野の関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携、協働により取り組む必要があります。

#### 2. 計画の進行管理

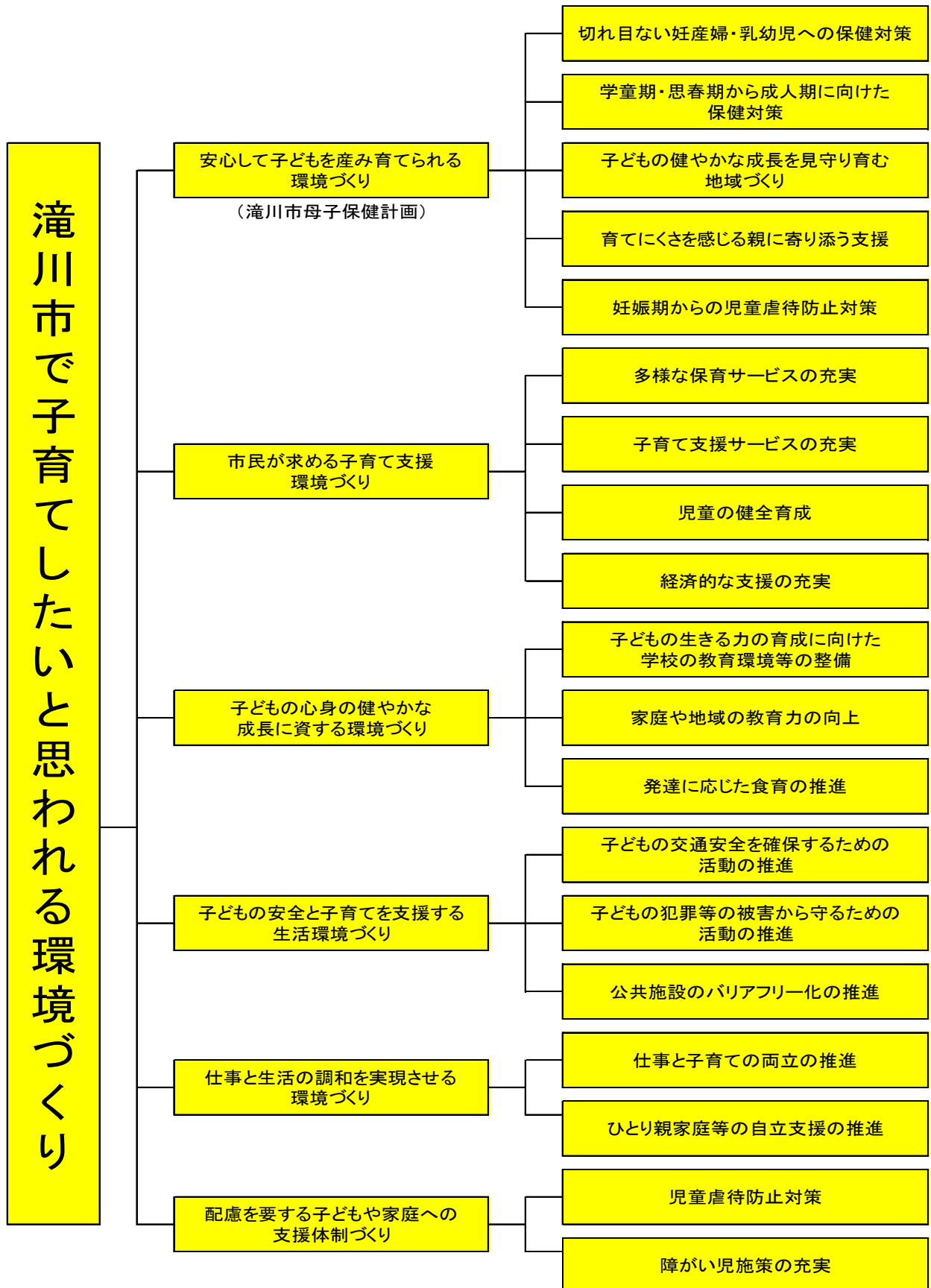
この計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て、実行し、その進捗状況を定期的に把握し、点検・評価したうえで、その後の取り組みを改善する、一連の「PDCAサイクル」の構築を図ります。

そして、計画の進捗状況等に係る情報を、毎年広報やホームページ等で、住民にわかりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、住民の参加と協力が得られる体制の整備を図るとともに、「滝川市子ども・子育て会議」等において、計画の進行管理や見直しを行います。



## 第4節 施策体系

この計画を効率的に推進していくため、個別事業や施策ごとの目標を設定し、この計画の進み具合を検証していきます。



## 【1. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり】

### ◆現状と課題◆

全国的に少子化が続く中、核家族化、孤立した余裕のない子育てなど親子を取り巻く環境の変化は、誰もが不安や困難を抱きやすい状況をもたらしています。その傾向は本市も同様であり、妊娠から出産、子育てへと切れ目のない支援体制が求められます。

保護者が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つよう、妊娠期からの経済的支援、わかりやすい相談窓口と相談機会の確保、健診や各種健康教育の継続的な取り組みと充実が重要です。また、子育てに関わる課題は複雑で多岐に渡ることから、保健・医療・福祉の関係機関による連携強化が不可欠であり、さらに子育て世代を温かく見守る地域づくりが重要です。

### 1-（1）切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

平成30年10月から開始した子育て世代包括支援センター事業では、母子保健コーディネーター（保健師）が窓口となり、妊娠届出から継続した相談支援を実施し、子育て支援コーディネーター（保育士）との連携による各種事業やサービスの紹介を行うことで、不安なく出産、育児を迎えられるよう妊娠期から産後まで切れ目のない支援を強化しています。新生児訪問や乳幼児健診等の事業を継続し、子どもの健やかな発育発達とともに、家族全体の健康増進への働きかけを強化します。

また、子どもを望む人が妊娠・出産につながるよう不妊・不育症治療や妊婦健診を心配なく受けられるよう治療費や健診費用の助成を継続します。

#### 【基本目標1】安心して妊娠・出産ができるための支援

関連する事業・施策	概要	担当部署
不妊治療費支援事業	・一般不妊治療費及び不育症治療の各費用上限10万円を助成します。	健康づくり課
妊娠届出・母子健康手帳交付時の保健師（助産師・看護師）、栄養士による健康相談の充実	子育て世代包括支援センター事業による母子保健コーディネーター（保健師）が出産育児に向けて、以下のように切れ目のない相談支援を行います。 ・妊婦の状況を的確に把握し、必要な保健指導の開始と妊娠出産に係る各種情報を提供します。 ・妊婦自身が心と身体の変化を理解し適切な行動をとることができるよう支援します。 ・喫煙妊婦又は家族の喫煙による受動喫煙の害について説明し、禁煙支援を行います。 ・妊娠を機に家族全員が心身ともに健やかに生活することができるよう支援します。	健康づくり課
妊婦健康診査費用助成	・妊婦一般健康診査（14回）と超音波検査（6回分）の受診票について交付により、妊婦健診を受けやすい環境をつくり、医師の指示に従って健診を受けるよう勧奨します。 ・健診の結果に応じて必要な保健指導を行います。	健康づくり課

母親学級(たきかわマタニティクラス)の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中の身体管理や栄養管理等、分娩の経過、母乳育児等、安全な出産に向けて正しい知識、情報の提供を行います。</li> <li>・子育てをイメージできるようプログラムを工夫し、育児不安の軽減、円滑な育児開始を図ります。また赤ちゃんと妊婦のふれあい体験の場を子育て世代包括支援事業として定期開催します。</li> </ul>	健康づくり課
妊産婦歯科検診の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周病等歯科疾患の予防と早期発見、妊婦自身や子どもの歯科保健意識の向上を図ります。</li> </ul>	健康づくり課

【基本目標 2】乳幼児期の健やかな発育・発達への支援

関連する事業・施策	概要	担当部署
新生児全数訪問の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師、助産師が全新生児の家庭を訪問し、産婦の心身の状況や子どもの成長発育に応じた保健指導と育児に必要な情報提供を行います。また支援の必要な家庭に対し、適切なサービス提供に結び付けます。</li> <li>・疾患や異常の早期発見、早期治療について助言し、必要に応じ医療機関との連携を図ります。</li> <li>・個々に乳幼児管理票を作成し、妊娠時や出産時の状況から子どもの発育発達の情報を管理し、その後の保健指導に有効に活用します。</li> <li>・予防接種の知識の普及と積極的な接種勧奨を行います。</li> </ul>	健康づくり課
乳幼児健康診査、健康相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病や発育発達障害の早期発見に努め、必要に応じ早期治療、療育へ結びつけます。</li> <li>・健やかな成長と将来の生活習慣病予防のため、保護者が子育てに必要な力(健康を守る・心を育てる・調理できる・生活リズムを整える・情報の整理選択ができる)を身につけることができるよう支援します。</li> <li>・電話や相談室等、定期の健診以外の相談機会も周知、活用し、タイムリーな対応に努めます。</li> <li>・支援が必要な子どもについては、継続的な家庭訪問、関係機関への橋渡し等継続的な支援を実施します。</li> </ul>	健康づくり課
歯科保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい食習慣や生活リズム、歯みがき指導により、むし歯予防を推進します。</li> <li>・口腔機能の発達について情報提供し、よく噛んで食べる習慣を促進します。</li> </ul>	健康づくり課

## 1-（2）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

生活習慣病やがんなど健康問題の予防のためには子どもの頃からの健康意識の育成や生活習慣が大切です。教育分野と連携を図りながら、子どもたち自身に健康を守る力がつくよう、教育活動を継続強化します。

また、子育てへの理解や性に関する正しい知識の普及のための活動を継続します。

【基本目標】学童期・思春期の子どもが正しい健康行動を学び実践することができる

関連する事業・施策	概要	担当部署
学校保健、教育委員会と連携した、各種健康教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、教育委員会と連携し、健康に関する正しい知識について児童生徒及び保護者へ普及啓発を継続します。</li> <li>・妊婦や子どもを喫煙の害から守るため、小学校、中学校における未成年喫煙防止教育を継続します。また、喫煙の害と関連のある生活習慣病やがん予防の知識普及を図ります。</li> <li>・滝川市民の健康課題である高血圧等の生活習慣病を予防するため、小学生向けの減塩教室を依頼に応じて実施します。</li> <li>・性に関する正しい知識の普及啓発のため、小中高等学校及びPTA等への性教育授業を依頼に応じて実施します。</li> <li>・滝川西高等学校家庭科授業として、乳児ふれあい体験授業「赤ちゃんにキスを」を継続します。</li> </ul>	健康づくり課

## 1-（3）子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

子どもの健やかな成長のためには、子育て世代を取り巻く地域住民の理解や支えが必要です。子育て世代の孤立を防ぎ、子どもの成長を温かく見守る地域づくりのため、子育て情報の周知や仲間づくり、親子と地域をつなぐための各種事業を継続します。

【基本目標1】地域全体で妊産婦を支え、子どもの成長を見守ることができるための支援

関連する事業・施策	概要	担当部署
妊産婦や子育て家族に対し、地域の理解協力を求めるための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マタニティマークを普及します。</li> <li>・母性健康管理指導事項連絡カードの活用など女性労働者が利用できる制度を周知します。</li> <li>・こんには赤ちゃん訪問の訪問指導員保育講習、ファミリーサポートセンター提供会員養成研修、その他あらゆる機会を通じて、事故防止や子どもの病気についての啓発、妊産婦や子育て世代への理解協力を求めます。</li> <li>・子育て支援センターや婦人ボランティア等、関係者との連携を図ります。</li> </ul>	健康づくり課

【基本目標 2】子育て世代の親が孤立しない地域づくり

関連する事業・施策	概要	担当部署
親同士の自助及び互助の支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「たきかわっこマタニティクラス」において妊婦同士の交流を行い、仲間づくりを支援します。また「もうすぐママサロン」において妊婦産婦の交流も促進します。</li> <li>・「赤ちゃん教室すくすくらんど」において母親同士のグループワーク等、仲間づくりを推進します。</li> </ul>	健康づくり課
親子と地域の支援をつなぐ支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センター保育士と地域の訪問支援員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」へ積極的につながります。</li> <li>・託児ボランティアとして婦人ボランティアクラブの協力をいただき、赤ちゃん教室を実施します。</li> <li>・育児不安や孤立育児等、支援が必要な親子に対し、子育て支援センターや育児サークルの紹介をします。</li> <li>・図書館と連携し、たきかわっこマタニティクラスでの絵本の読み聞かせ、4～5か月健康相談、1歳6か月健康診査時のブックスタート、その他乳幼児健診・相談時の図書の展示により、読書を通して子どもの心やことばを育む機会とし、併せて図書館の情報を提供します。</li> <li>・9～10か月健康相談時に子育て支援センター保育士によるふれあい遊びの提供と併せて子育て支援センターの情報を提供します。</li> <li>・転入した乳幼児の保護者向け事業「ようこそ滝川交流会」を定期開催し、転入世帯が孤立することなく滝川市で子育てが楽しめるよう支援します。</li> </ul>	健康づくり課

1-（4）育てにくさを感じる親に寄り添う支援

乳幼児健診の場等で、子どもの発育発達を親と共に確認し、必要な場合は早期に発達支援が開始されるよう専門機関につながります。発達の偏り等から親が育てにくさを感じ、育児困難な状況にならぬよう早期支援の開始に努めます。また、核家族化等により身近に育児協力者が少ない中、誰もが子育ての悩みを抱えやすくなっています。乳幼児健診相談や子育て講演会等、あらゆる機会を通じて子どもとの関わり方について支援します。

【基本目標 1】子どもの発達過程に応じた支援の充実

関連する事業・施策	概要	担当部署
様々な機会をとらえた子どもの発育・発達の偏り、疾病などの問題の早期発見、早期支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診、相談において子どもの発育・発達の偏り、疾病などの早期発見、早期支援、対象に応じた個別支援を行い、必要に応じ医療機関、療育機関との連携を図ります。</li> <li>・健診事後教室「わくわくプレールーム」においてフォロー、定期的な経過観察を行い、保護者の気持ちを確認しながら必要な支援につなげます。</li> </ul>	健康づくり課



【基本目標 2】親が感じる育てにくさに応じた支援の充実

関連する事業・施策	概要	担当部署
様々な機会をとらえた、親の育てにくさに気づき、要因に寄り添う支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出時の問診相談を通じ、支援が必要な妊婦の発見に努めます。</li> <li>・新生児訪問、乳幼児健康診査や相談において、親の発信する育てにくさのサインをキャッチし、子どもの発達を正しく見極めた上で適切な支援につなげます。</li> <li>・養育支援連絡システムにより、医療機関とタイムリーな情報交換、早期支援開始に努めます。</li> <li>・親への支援プログラム「前向き子育てプログラム(ポジティブペアレンティングプログラム=通称:トリプルP)」を活用し、子どもへの関わり方について具体的な助言を行い、保護者とともにお子さんの成長を見守ります。</li> <li>・子育て講演会、子育て講座等の機会を活用し、前向き子育てプログラム(トリプルP)を普及します。</li> </ul>	健康づくり課

1-(5) 妊娠期からの児童虐待防止対策

児童虐待に至る過程には、健康問題や家庭環境、妊娠の受容等さまざまな要因が大きなストレスとなっている場合があり、そのようなストレス要因が軽減されるよう妊娠時から支援を開始することが重要となります。妊娠届出時の丁寧な問診と対話、産後のメンタルヘルスのアセスメントを適切に行い、子どもへの愛着形成が促進されるよう働きかけます。

【基本目標】妊娠期からの関わりによる児童虐待の発生予防と早期支援

関連する事業・施策	概要	担当部署
特定妊婦に対する妊娠期からの継続的な支援体制の構築と関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健コーディネーター(保健師)が妊娠届出時等に妊娠期の面接を行い、妊婦一人ひとりの心身の状況や家庭環境、社会的状況について把握し、特定妊婦については地区担当保健師と継続的な支援を開始します。</li> <li>・妊娠届出の遅い妊婦や健診未受診妊婦に対し、受診勧奨等必要な支援を行います。</li> <li>・養育支援連絡システムにより医療機関との情報連携を行います。</li> </ul>	健康づくり課
産後の母親のメンタル支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新生児の家庭訪問にて、問診票(子育てアンケート・エジンバラ産後うつ質問票・赤ちゃんへの気持ち質問票)を活用により、産後の母親のメンタルヘルスの問題に対し早期に必要な支援を行います。</li> <li>・保護者の気持ちに寄り添い、適切な情報提供や保健指導により育児不安の解消を図ります。</li> </ul>	健康づくり課
児童虐待の発生予防と早期支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産後うつや乳幼児揺さぶられ症候群及び児童虐待への啓発を図ります。</li> <li>・子どもへの愛着が阻害されるような要因をアセスメントし、産科医療機関や子育て関係機関と連携しながら、愛着形成が促進されるよう支援します。</li> <li>・予防接種未接種、むし歯の放置等、健診相談で得られるあらゆる情報から、養育状況について心配される家庭の発見に努め支援を開始します。</li> <li>・乳幼児健診相談未受診者の受診勧奨、状況把握に努めます。</li> <li>・状況把握が困難な家庭あるいは虐待が疑われる家庭については、要保護児童等対策連絡協議会と連携します。</li> </ul>	健康づくり課

◆すこやか親子21 指標の現状値と評価～ベースライン値・直近（H29 全国）値との比較

評価：◎改善 ○改善しているものの目標値以下 ×悪化またはベースライン値を下回る

※印の評価については欄外コメントを参照

項目	ベースライン値	滝川市現状値	評価	目標	
課題1. 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策					
妊娠出産について満足している親の割合	63.7% (82.8%)	88.0%	○	90.0%	
妊娠中の妊婦の喫煙率	3.8% (2.7%)	2.7%	○	0%	
育児期間中の両親の喫煙率	父親 41.5% (37.7%)	4～5か月 36.9% 1歳6か月 44.4% 3歳児 39.2% 健診平均 40.2%	○	40.0% 以下へ	
	母親 8.1% (6.4%)	4～5か月 7.6% 1歳6か月 13.3% 3歳児 9.5% 健診平均 10.1%	×	4～5か月 8.0% 以下へ	
妊娠中の妊婦の飲酒率	4.3% (1.2%)	0.4%	○	0%	
低出生体重児の出生率（人口百対）	9.6%	5.4%	◎	減少	
出産後1か月の母乳育児の割合	47.5%	54.9%	◎	増加	
乳幼児健康診査の未受診率	3～4か月 4.6% (4.5%) 1歳6か月 5.6% (3.8%) 3歳児 8.1% (4.8%)	4～5か月 5.6% 1歳6か月 3.8% 3歳児 0.4%	×	0%に 近づける	
小児救急電話相談を知っている親の割合	61.2% (79.8%)	75.4%	○	増加	
子どものかかりつけ医を持つ親の割合	<医師> 3～4か月 71.8% (78.4%) 3歳児 85.6% (90.6%)	<医師> 3～4か月 28.5% 3歳児 44.3%	—※1		
	<歯科医師> 3歳児 40.9% (49.8%)	<歯科医師> 3歳児 10.7%	—※2		
仕上げ磨きをする親の割合	69.6% (73.1%)	92.0%	◎※3	95.0%	
むし歯のない3歳児の割合	3歳 81.0% (85.6%)	3歳 84.3%	○	85.0%	
1歳6か月までに四種混合、麻疹・風疹の予防接種を終了している者の割合	(四種混合 96.8%) MR 87.1% (91.3%)	四種混合 97.2% MR 88.8%	○	95.0% 以上	
課題2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策					
指標	児童・生徒における痩身傾向児の割合	2.0% (1.9%)	※—	—	
	児童・生徒における肥満傾向児の割合	9.5% (8.9%)	※—	—	
	歯肉に炎症のある十代の割合	25.7% (26.3%)	※—	—	
	十代の喫煙率	中学1年生 男 1.6% 女 0.9% 高校3年生 男 8.6% 女 3.8%	中学1年生 0.9% (H26 調査)	○	0%
	朝食を欠食する子どもの割合	小学5年生 9.5% (5.5) 中学2年生 13.4% (8.4)	小学5年生 14.4% 中学生 10.0% (H28 食育調査)	×	小学生 6.0% 中学生 7.0%

項 目		ベ ー ス ラ イ ン 値	滝 川 市 現 状 値 ※塗りつぶしはベースライン値より劣る項目	評 価	目 標
課題3. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり					
指 標	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	91.1% (94.5%)	3~4か月 79.1% 1歳6か月 74.1% 3歳児 73.8% 健診平均 75.7%	×	93.0%以上
	積極的に育児をしている父親の割合	47.2% (59.9%)	3~4か月 68.9% 1歳6か月 63.8% 3歳児 60.6% 健診平均 64.4%	◎	増加
	乳幼児のいる家庭で風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることのできないように工夫した家庭の割合	38.2% (46.5%)	42.4%	◎	増加
	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う就労妊婦の割合	91.0% (88.5%)	89.5%	×	増加
	マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	52.3% (65.6%)	67.5%	◎	増加
課題4. 育てにくさを感じる親に寄り添う支援					
指 標	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	3~4か月 79.7% (87.9) 1歳6か月 68.5% (78.8) 3歳 60.3% (72.2)	3~4か月 80.4% 1歳6か月 75.8% 3歳 73.2%	◎	増加
	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	83.4% (81.3%)	3~4か月 70.6% 1歳6か月 82.4% 3歳児 84.4% 健診平均 79.1%	×	各月齢90.0%以上
	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	83.3% (89.4%)	3~4か月 94.2% 1歳6か月 94.2% 3歳 73.6% 健診平均 87.3%	○	各月齢90.0%以上
課題5. 妊娠期からの児童虐待防止対策					
指 標	乳幼児揺さぶられ症候群を知っている親の割合	94.3% (97.3%)	96.1%	○	100%
	乳幼児期に体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合 ※中間評価後指標名を変更	3~4か月 99.2% 1歳6か月 97.8% 3歳 95.6%	3~4か月 91.7% 1歳6か月 72.4% 3歳 63.9%	×	100%に近づく
	新生児訪問実施割合		95.0%	—	

※1 かかりつけ医師の低さは、分娩する病院が市内になく、1か月健診まで市外の産科小児科を利用する方が多い地域特性が関係すると思われる。

※2 かかりつけ歯科医師の低さは、市の歯科衛生士による歯科保健事業を利用する方が多いためと思われる。

※3 仕上げ磨きは、子どもが磨いた後親が仕上げることが算出条件だが、1歳6か月児が自分で磨くことは難しく、親の仕上げ磨きのみでもよしとする市の評価では目標値を達成している。

## 【2. 市民が求める子育て支援環境づくり】

### ◆現状と課題◆

滝川市では、多くの皆様のご理解をいただきながらファミリーサポートセンター事業に取り組んだり、保育所を利用中の方々の更なる利便性を図るため、この地域では先進的に病後児保育室を開設したり、また、平成30年には、妊娠期から子育て期まで切れ目ないサービスを提供すべく、子育て世代包括支援センター事業を開始するなど数多くの子育て関連施策をこれまでも実施してきました。

しかし、平成30年に実施した子育て世帯へのアンケートでは、他自治体で実施しているサービスや子育て関連施設をうらやむ声が多く寄せられ、子育てに係る満足度は、前計画策定の際に実施したアンケートと比較すると、大きく数字を下げる結果となりました。

特にたくさんの声が寄せられたのが、医療費の無償化範囲の拡大、冬場でも安心して遊べる大型の遊技スペースの整備を望む声など大きな財政支出を伴うサービスの要望が数多く寄せられました。

限られた財源の中で優先順位をつけながら、子育て施策に取り組む必要があるため、アンケートに寄せられた要望にお応えすることは容易ではありませんが、特に小さいお子さんが冬場でも安心して遊ぶことのできるスペースに係る要望について、その必要性に鑑み、将来的な実現可否につき検討するとともに、医療費の助成については、非課税世帯の小学生の通院に対して、一部負担金を除く医療費の全額を助成し、子どもたちの健やかな成長とさらなる健康の保持増進を図ります。

また、地域における子育て家庭の孤立化や夫婦共働きによる子育てに対する負担感の増大、あるいは子育て中の母親の育児不安等の声も寄せられるなど、すべての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められていることから、多様化するニーズに対応するため、市町村こども家庭総合支援拠点の開設を目指します。

さらに、保育所と同様に利用希望者が増加を続けている放課後児童クラブ事業に関しては、「放課後子ども総合プラン」の充実を図るとともに、大幅に定員を超過しているクラブに関しては、他クラブへ割り振る等、適性な人員での事業実施を目指します。

## 2-(1) 多様な保育サービスの充実

保育所の待機児童は全国的な社会問題となっており、新たな施設の確保等により、一時解消に向けたエリアもあったものの、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、再び増加の傾向を見せています。滝川市の保育所においても、年少人口の減少とは反比例するように、保育所入所率は高まっており、なかなか自由に選んでいただける状況ではありません。この保育ニーズの高まりは今後5年間においても減少しないことが推測されます。

令和2年度から、二の坂保育所が社会福祉法人滝川市社会福祉事業団の運営となり、公立1か所、民営4か所の体制となりますが、就労しながら安心して子育てに専念できるよう、引き続き充実した保育サービスを提供し、子育て家庭への支援体制の強化・充実、多様化する保育ニーズに対応します。

関連する事業・施策	概要	担当部署
延長保育	通常保育の時間を延長して児童を預かる保育事業。 ※4保育所で継続中:私立幼稚園においても預かり保育として実施中	子育て応援課
一時預かり保育	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を一時的に預かる保育事業。(2保育所で継続中)	子育て応援課
病後児保育	市内の保育所に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育を受けることが困難な期間、対象となる児童を一時的に預かる保育事業。(H28～新十津川保育所広域受入)	子育て応援課
産休明け保育	生後6週目から児童を預かる保育事業。	子育て応援課
夜間保育	夜間10時位まで実施する保育事業。※未実施:要否を検討協議	子育て応援課
休日保育	利用者の要望を受け、年始休業中の1/4、5に実施中	子育て応援課
保育所保育料の減額	国で定める基準額の減額を継続 ※一部無償化	子育て応援課
民間保育所の運営	社会福祉法人滝川市社会福祉事業団による保育所の運営	子育て応援課

### ◆公共サービスの担い手としての主な各種団体、企業◆

#### ■事業所内保育所

- ・若葉台病院ひよこ保育所
- ・滝川中央病院ひまわり保育所
- ・佐藤病院わんぱく保育園
- ・シーザーズ・メディ・ケア 保育所エンゼルブロス
- ・滝川市立病院院内保育所ゆめみな
- ・緑寿園みどり
- ・翔陽会保育所たいよう
- ・乳幼児保育クラブぞうさん滝川ルーム
- ・もえっこクラブ滝川
- ・土筆の里

#### ■認可外保育所

- ・なかよしハウス 西町2丁目2番74号(7:30から21:00まで)

## 2-（2）地域における子育て支援サービスの充実

近所付き合いが希薄となっている若いお母さんの世代は、子育てに関する情報をスマートフォンやインターネット、知人から得ることが中心となっており、子育てが家庭が孤立しているのが昨今の状況です。

総合的な子育て相談支援機能の強化のため、子育て世代包括支援センター事業やファミリーサポートセンター、地域子育て支援センターにより、子育てに関する専門職や多様な団体・サークル等と協働しながら、快適な子育て環境づくりを目指し、子どもの視点に立ったサービス提供体制を充実させるほか、2022年度までの設置が求められている、市町村こども家庭総合支援拠点の開設を目指します。

また、赤ちゃんを連れて外出中に、オムツ交換や授乳のため、気軽に立ち寄ることのできる「赤ちゃんのほっとステーション」の普及拡大を図ります。

関連する事業・施策	概要	担当部署
ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(提供会員)が会員となり、地域の中で助け合う会員組織。	子育て応援課
地域子育て支援センター事業	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施。 ※拠点の集約化を検討	子育て応援課
こども広場事業	児童館として利用していない午前中に子育て中の親子に解放し、仲間づくりや遊びの場として提供を実施。	子育て応援課
世代間交流の推進	就学児童、中高生、高齢者等が乳幼児と交流することで、他者への関心や共感能力を高め、赤ちゃんへの愛着の感情を醸成するとともに、将来の子育ての予備的な体験とする。	子育て応援課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行う。	健康づくり課 子育て応援課
養育支援訪問事業	上記全戸訪問事業により、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。	健康づくり課
赤ちゃんのほっとステーションの普及拡大	オムツ交換台や授乳スペースの設置に係る普及啓発を進め、利用可能箇所の拡大を図る。(イオン滝川店・保健センターを登録済)	子育て応援課
トリプルP講演会の実施	トリプルP(前向き子育てプログラム)講演会を実施。	健康づくり課 子育て応援課
子育て世代包括支援センター事業(利用者支援事業)	母子保健に関する相談に対応するため、妊娠期から子育て期に亘るまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センター事業を実施する。	健康づくり課 子育て応援課
【新規】市町村こども家庭総合支援拠点の開設	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談や訪問により、総合的かつ継続的に支援する、市町村こども家庭総合支援拠点の開設に向け取り組む。	子育て応援課

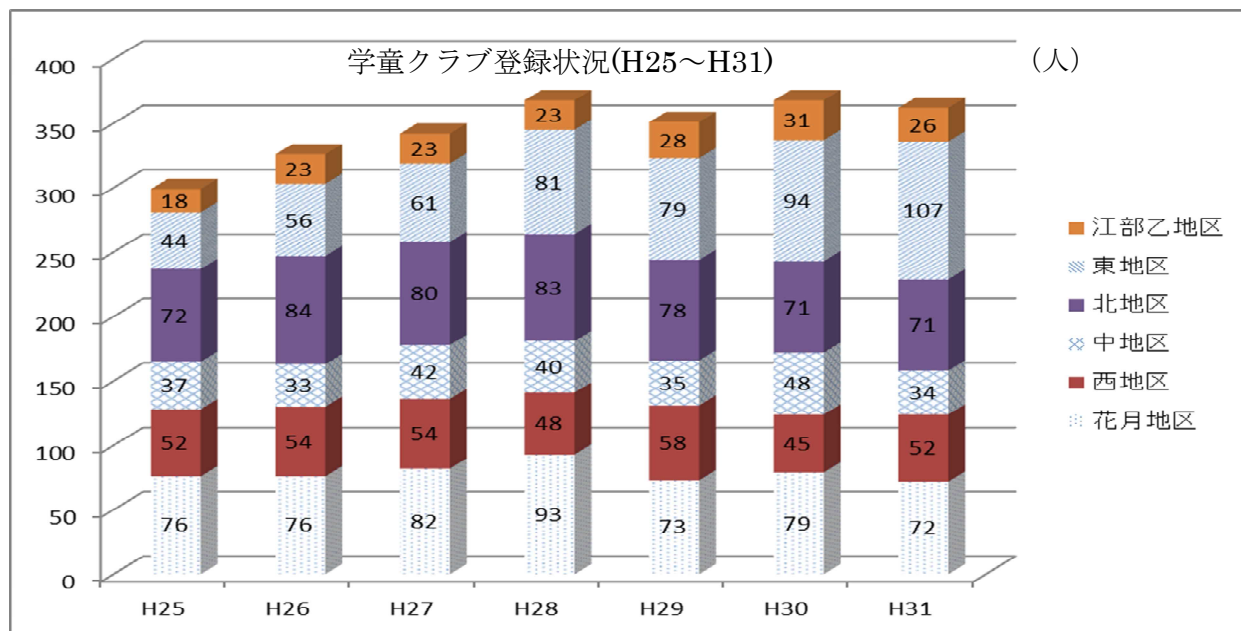
### ◆公共サービスの担い手としての主な各種団体、企業◆

- 特定非営利活動法人 空知文化工房 まちづくりセンターみんくろの運営を委託しているNPO法人。子育て関連事業を実施。
- 主任児童委員 児童及び妊産婦に関するあらゆる心配ごとの相談に乗り、健やかに育てるお手伝いをしている。児童委員の中には、子どもに関することを主に担当する主任児童委員がいます。
- 各種子育てサークル 子育て中の保護者たちが集まって自由に遊んだり、情報交換をしたりするグループで、令和元年11月現在、4団体が活動しています。

## 2-(3) 児童の健全育成（子どもの居場所づくり）

保育所の利用希望同様、少子化の傾向とは反比例するように増加している、放課後児童クラブの利用希望に応えるべく、学校敷地内での一体的活動を含む放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）の充実を図るとともに、生活の場としての環境整備、児童厚生員の質の向上に努めます。

また、定員超過が著しい東地区については、適正な利用人員に近づけるよう、利用者のご意見をお聞きしながら、受付方法の見直しを進めます。



関連する事業・施策	概要	担当部署
放課後児童クラブ事業 (たきかわ学童クラブ)	昼間、就労等の理由で留守家庭となる小学校の低学年児童に生活の場を提供するもの。 ※大幅な定員超過が続いている施設について、利用者の振り分け等を検討。	子育て応援課
放課後子ども教室事業	退職者や高齢者等が地域における子育ての担い手として活躍できるよう支援するとともに、地域の方々にボランティアとして参画いただき、子どもの安全管理面に配慮した、様々な放課後活動を実施する。 ※利用状況により運営方式の見直しを検討	子育て応援課
児童館事業	児童館において児童に健全な遊びを提供する。 ※利用状況により運営方式の見直しを検討	子育て応援課
【新規】絆づくり成果交流会の開催	小・中学生がいじめをテーマに話し合うことで、いじめ根絶・仲間づくりの意識の醸成を図る。	教育総務課

### ◆公共サービスの担い手としての主な各種団体、企業◆

- 児童館等母親クラブ 「みんなで育てる地域の子」を合言葉に、児童館の活動と連携をとりながら児童の健全育成活動を行っています。令和2年3月現在、7クラブあります。
- 子どもの元気応援団 児童館等に通う子ども達にゲームやスポーツのルールや遊び方を教え青少年の健全育成のために活動するボランティア団体。
- 寺子屋サポート大町・扇町 地域の放課後子ども教室の活動に協力するボランティア団体。

## 2-(4) 経済的な支援の充実

保護者の子育てに関わる経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や、子どもを対象とする保険診療に係る医療費の自己負担金の助成を継続しながら、新たに乳幼児等医療費助成制度から「子ども医療費助成制度」に名称を変更し、非課税世帯の小学生の通院に対して、一部負担金を除く医療費の全額を助成し、子供たちの健やかな成長とさらなる健康の保持増進を図ります。

また、子育て世帯に家賃の一部を補助し、民間事業者と連携した低廉な家賃の住宅供給を図るほか、少子化対策の一環として、子どもを望んでいるにも関わらず叶わない世帯に対し、引き続き不妊治療に係る費用負担の一部助成を行うなど、経済的支援の充実に努めます。

関連する事業・施策	概要	担当部署
児童手当	中学校修了前の子どもの養育者に対し、手当を支給する。	子育て応援課
保育料の軽減	国が定める基準から約10%を減額し、子育て世帯の経済負担の軽減を図る(※R元.10～一部無償化)。	子育て応援課
要保護及び準要保護児童生徒の就学援助	要保護及び準要保護児童生徒の保護者に対し、学用品費等を援助する。	教育委員会
住み替え支援制度	18歳以下の子供が同居する世帯で、中空知住み替え支援協議会が斡旋する戸建て賃借住宅に転居する場合に補助します。	建築住宅課
【新規】子ども医療費の助成	体力的に病気にかかりやすい年齢の子どもが、等しく心身ともに健やかに成長できるよう、新たに非課税世帯の小学生の通院に対する助成を実施。	保険医療課
【新規】子育て支援住宅の整備	公営住宅の建替えに伴い、既存の公営住宅の一部を民間に譲渡し子育て世帯向け住宅に改修し、運営してもらい、18歳以下の子育て世帯に家賃の一部を補助し、民間事業者と連携した低廉な家賃の住宅供給を図る。	建築住宅課
妊婦一般健康診査費用の助成	【再掲】	
不妊治療費支援事業	【再掲】	



### 【3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくり】

#### ◆現状と課題◆

滝川市では、未来を拓く「たきかわっ子」の育成と、誰もが学び、誰でも参加できる環境づくりという2つの基本理念に基づき、大きく変化し続ける社会において、自立し、力強く未来を拓く人づくり、生涯にわたり学び続け、生きがいをもって活躍できる環境づくりを目指し、地域（社会）と連携・協働して教育行政の推進を図っています。

そうした中で、学校教育における「学力向上」、「体力向上」、グローバル化への対応を目指し、子どもの学びを支える教育環境を整えながら、多様な教育的支援の充実を図ることにより、子どもたちが自ら学ぶ意欲を持ち、主体的に判断し、行動できる資質能力を養うとともに、社会の変化に対応し、新しい時代を切り拓く生きる力の育成に努めます。

また、いじめの未然防止や児童生徒の問題行動の把握と早期発見・早期対応を図るため、年2回のいじめ実態調査による実態把握と教育相談体制の確立及び情報共有を進めるとともに、絆づくり成果交流会を主軸とし、小中連携したいじめのない学校づくりに主体的に取り組む児童生徒の活動を支援しています。

#### 3-（1）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

教職員の資質能力の向上による教育内容の充実はもちろんのこと、学習効果を高めるICT環境の整備に努めるほか、不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた適応指導教室の運営、スクールカウンセラーの全校配置など、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導ができるよう、学校の教育環境を整備します。

また、就学前児童の小学校への円滑な接続を図るため、情報の引き継ぎを行います。

関連する事業・施策	概要	担当部署
少人数学級実践事業	子ども一人ひとりに応じた、きめ細やかな指導と見守りを充実するため、市独自に小学3・4年生で実施	教育総務課
幼児教育と小学校教育の連携	「市内幼稚園・保育所・小学校連携推進研修会」や「小学校入学に係る引継会」などの情報交換会を開催し、小学校への円滑な接続を図る。	教育総務課
学校サポート事業	学習指導・生徒指導を充実させるために、「学びサポーター」を全校に配置する。	教育総務課
確かな学力の育成	児童生徒一人ひとりに「確かな学力」を育成するため、少人数学級や少人数指導の充実を図るとともに、放課後学習と家庭学習を通じて学習習慣の定着を図る。	教育総務課
道徳教育の充実	滝川市道徳教育推進事業により、児童生徒に豊かな心を育む道徳の授業を中心に指導の充実を図る。	教育総務課
適応指導教室の運営	不登校児童生徒を対象とした適応指導教室（ふれあいルーム）を、各学校や家庭・関係機関等と連携を図りながら運営し、早期の学校復帰に向けた支援を行う。	教育総務課
スクールカウンセラーの全校配置	市立学校の教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを全校に配置する。	教育総務課
ICT環境の整備	各学校に整備したタブレット型パソコンや電子黒板、実物投影機を活用した分かりやすい授業により学習効果を高める。	学校運営課

【新規】 自学自習システム eラーニングの実施	英検受検前の自分の英語力を確認するとともに、資格取得への意欲化を図る。	教育総務課
【新規】絆づくり成果交流会の開催	【再掲】	

### ◆滝川市における幼児教育について◆

滝川市では少子化に伴う幼児数の減少等の理由により、平成21年度をもって公立幼稚園を廃園し、幼児教育は私立幼稚園と協働で進めているところです。

幼児期における教育は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎を培うための極めて重要な時期であり、行政としても幼児期における教育がその後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを認識し、子どもの育ちについて常に関心を払うことが必要です。

私立幼稚園は、子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、新制度の適用を受けるか否かを選択することとなりましたが、滝川幼稚園に関しては令和2年度に新制度に基づく幼稚園として運営する予定となり、滝川白樺幼稚園に関しては、令和3年度からの新制度移行を視野に入れ、今後の方向性について情報を共有しながら協議していくこととしています。

なお、両幼稚園においては、ますますニーズが高まっている延長（預かり）保育への対応や課外活動など、多様な幼児教育を展開しています。

■市内私立幼稚園	・滝川幼稚園	栄町2丁目7番13号
	・滝川白樺幼稚園	一の坂町西1丁目1番5号



### 3-（2）家庭や地域の教育力の向上

家庭教育支援事業については、子どもたちに関わるネットトラブルを未然に回避できるよう、ネットトラブルの防止に向けた啓発を行うほか、地域の教育力を高め、育成会等の活動の活性化を図るため、北海道教育委員会と連携して、地域の子どもたちの育成に係る課題の検討会や地域活動の指導者等への研修会などを実施します。

また、図書館については、幅広い情報を市民に提供し、より魅力のある図書館とするために、各種機関・団体、北海道内外の図書館との連携をさらに強化するほか、第2次滝川市子どもの読書活動推進計画に基づき、読書環境の整備や読書活動を推進し、子どもたちの学ぶ力や考える力を育みます。

関連する事業・施策	概要	担当部署
ブックスタート事業	読書活動のきっかけや親子のふれあいを支援するため、赤ちゃんの成長にあわせて2回絵本を贈る。	図書館
家庭教育支援事業	子どもの基本的な生活習慣、倫理観、マナーの定着など、家庭教育支援を推進する。	社会教育課
学校支援地域本部事業	学校が必要とする活動について地域の方々をボランティアとして派遣し、地域の教育力の下、学校を支援する。	教育総務課
青少年健全育成事業	地区育成会が中心となり、市との協働により交流体験や自然体験など、多様な体験活動の取り組みを通して児童の健全育成を推進する。	社会教育課

有害環境対策の推進	青少年の携帯電話へのフィルタリング徹底など有害環境対策に取り組む。	社会教育課
コミュニティスクール	学校が地域住民や保護者と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む。	教育総務課
キャリア教育	望ましい職業観・勤労観を育むとともに、将来の地元定着の一助となるよう、ふるさとで生きることへの児童生徒の思いを深め、豊かな人間性、社会性を育成する。	教育総務課

### ◆公共サービスの担い手としての主な各種団体、企業◆

■青少年育成会連絡協議会 青少年の健全育成事業の支援をしている団体。令和元年11月現在、地区の青少年育成会は7団体あります。

### 3-(3) 発達に応じた「食育の推進」

食育は心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるように、あらゆる世代に必要なものです。その中で子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものです。

子どもの発達に応じた「食べる力」を育むため、「滝川市食育推進行動計画（第3次）」に基づき、保育所や小中学校の給食、乳幼児健診、料理教室など様々な場面において、市民団体とも連携しながら、乳幼児期から継続した食育を推進していきます。

関連する事業・施策	概要	担当部署
エプロンシアター	保育所等において、視覚を通じた食への興味、食べ物の働きや仕組みを知ってもらう。	子育て応援課
地産地消の交流給食	地元の生産者を招き農産物の学習や一緒に給食を食べるなど交流給食を通じて、地場産物の流通経路や生産過程を理解する。	子育て応援課 学校運営課
農業収穫体験	農業体験を通し、食作りの尊さを知り、生産者と交流することで、食べ物に対する感謝の気持ちを持つとともに、栽培・収穫を行い給食やおやつ時間に食すことで食について考える機会を提供する。	健康づくり課 子育て応援課
【新規】 カミカミ給食	子どもの時からしっかり噛んで食べる食習慣を身に付けることや噛むことの大切さを教え、育てることを目標に実施する。	健康づくり課 子育て応援課 学校運営課
【新規】 和食の日給食	給食に和食を提供することで、和食を食べる食習慣を身に付け、和食の良さを見直し、考える日にする。	健康づくり課 子育て応援課 学校運営課
【新規】 学童クラブ減塩教室	元気な体づくりに必要な生活習慣と合わせて減塩について知る機会とする。	健康づくり課 子育て応援課
【新規】 高校生への食育教室	「赤ちゃんにキスを」事業の際に、お粥の食べ比べや思春期の適切な食習慣形成のための学習。	健康づくり課

## 【4. 子どもの安全と子育てを支援する生活環境づくり】

### ◆現状と課題◆

近年、散歩中の保育園児や登下校中の児童が、交通事故や犯罪に巻き込まれる事案が後を絶ちません。日常生活を脅かす痛ましい交通事故や犯罪から子どもを守るため地域における交通安全や防犯に対する取り組みや、安心安全なまちづくりに対する意識の向上がより一層求められています。

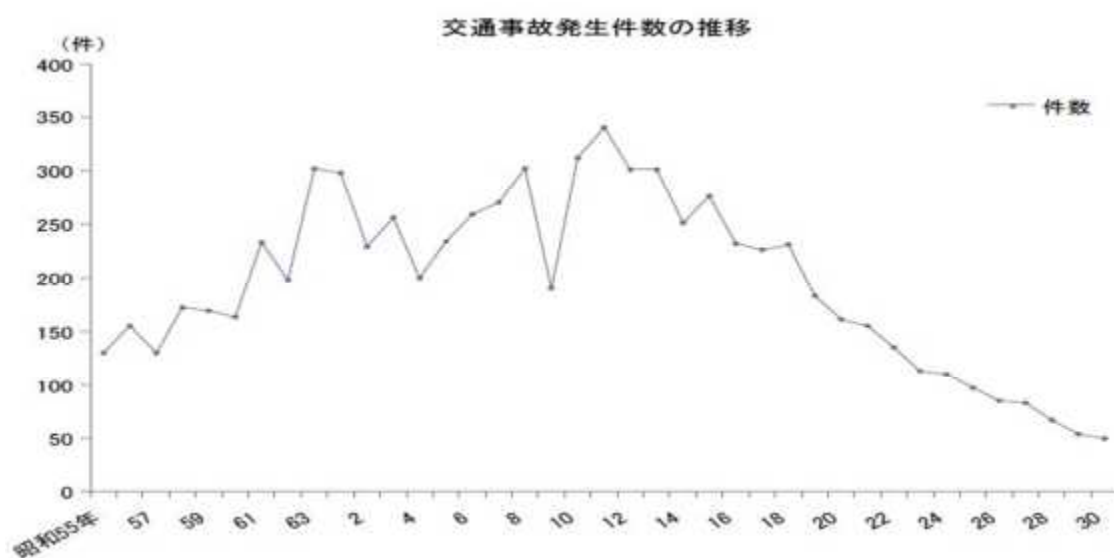
滝川市では、子どもを交通事故や犯罪から守るため、登校時の交通安全指導や、保育園児の散歩コース及び小中学生の通学路の危険個所の確認、そして、地域の子どもの見守り・声かけやパトロールの実施など、行政、地域、警察などが連携・協力体制の強化を図り、交通安全・防犯意識の高揚を図ります。

また、子どもや親が安全で安心して生活できる道路交通環境の整備や安心して遊べる公園等の環境整備に取り組みます。

#### 4-（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

滝川市における交通事故の件数は、平成11年をピークに減少してはいるものの、交通環境の変化や自転車の危険運転など交通マナーの低下、交通ルール違反などが原因の交通事故、また、事故にはならなくともヒヤっとする場面は日常的に発生しています。交通弱者である子どもたちを危険から守るため、交通安全教育を推進するとともに、遠足などの活動時の交通安全確保に努めます。

関連する事業・施策	概要	担当部署
交通安全教育の推進	保育所・幼稚園・小学校を中心に、交通安全に関する教室を開催する。	くらし支援課
交通安全実践教育の推進	交通公園、学校等周辺においてダミー実験、歩行・自転車訓練等の実践的な交通安全教育を推進する。	くらし支援課
保護者等への交通安全指導講習会等の開催	母親その他の保護者等に対して交通安全指導のための講習会等を開催する。	くらし支援課
【新規】活動時の交通安全の確保	保育所・幼稚園において遠足など多人数での活動に際し、交通安全推進員等を配置し、交通安全を確保する。	くらし支援課



滝川市資料

#### 4-（2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが事件や事故に巻き込まれることなく、のびのびと育つことができるよう、地域全体で見守る体制づくりを進めるとともに、行政、地域、警察などと連携を図り、犯罪のない誰もが安心して暮せる安全で安心なまちづくりに取り組みます。

関連する事業・施策	概要	担当部署
不審者情報等の関係団体等への提供による見守り	不審者情報等を入手した際における滝川市安全・安心ネットワーク会議構成団体や周辺町内会に対する迅速な情報提供を行う。	くらし支援課
児童の登下校時の見守り	児童が安全に登下校できるよう、地域住民による声掛けや青色回転灯パトロール等を実施する。	くらし支援課
	児童の登下校時間や不審者情報をお知らせする「児童見守りシステム」の普及を推進する。	学校運営課
【新規】年2回のいじめ実態調査	いじめの未然防止や児童生徒の問題行動の把握と早期発見・早期対応を図る。	教育総務課

#### ◆公共サービスの担い手としての主な各種団体、企業◆

■各町内会、PTA等                      子どもの登下校時における見守りや交通監視活動を行っています。

#### 4-（3）公共施設のバリアフリー化の推進

子育て家庭が安心して外出でき、社会参加できる環境を整備する必要性から、道路・公園・公共施設等の新設については、快適に利用できるよう配慮するとともに、既存施設の見直しも適宜実施していきます。

関連する事業・施策	概要	担当部署
子どもの遊び場の確保（公園、水辺、森林）	都市公園においては、子ども達が生き生きとした遊びや活動する場を提供する。また水辺や森林などを生かし、子ども達が身近な自然に親しみ、安心かつ安全に遊べるような環境整備を推進する。	土木課 都市計画課
公共施設等の段差解消等のバリアフリー化の推進	公共施設の新設や改築の際に、段差の解消や子育て世帯にもやさしいトイレの整備を推進する。	建築住宅課
公園遊具の安全点検	遊具の安全対策を実施するなかで、子ども達が安心して遊べるように、事故の予防措置と遊具の保全的措置を講じ適切な維持管理に努める。	土木課
子育て世帯向け住み替え支援制度	18歳以下の子供が同居する世帯が、中空知住み替え支援協議会の斡旋する戸建て賃借住宅に転居する場合に家賃補助を行う。	建築住宅課
【新規】子どもの遊び場の確保	アンケートでも大変ニーズの高かった、冬期間や雨天時にも安心して遊べる屋内遊園施設の設置を検討する。	子育て応援課
赤ちゃんのほっとステーションの普及拡大	【再掲】	

## 【5. 仕事と生活の調和を実現させる環境づくり】

### ◆現状と課題◆

平成27年9月、国は男女共同参画の積極的改善（ポジティブ・アクション）を目的に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）を施行し、事業主に対して女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、情報公表の義務付けを規定しました。男女共同参画の取り組みは、男女共同参画の認知度向上から課題解決へと進み始めています。

滝川市では、男女共同参画推進計画を策定し、男女が互いにその人権を尊重し、自らの意思によりあらゆる分野での活動に参加し、男女が平等に利益を享受するとともに、ともに責任を担うとする男女共同参画社会の実現と、更なる女性活躍を目指してより一層の取り組みを進めます。

また、依然として強い、女性の家庭内の子育ての負担感を緩和するため、家庭における役割分担そして、職場環境の見直しが求められます。本市においては、仕事と子育ての両立のための支援、並びに広報、啓発、情報提供を引き続き進めます。

さらに、母子父子家庭等のひとり親家庭などにおいては、子育てをする上で経済的、社会的、また、家庭生活においても自立促進に向けた経済的支援の充実が引き続き必要です。

### 5-（1）仕事と子育ての両立の推進

滝川市が策定した男女共同参画計画では、①男女ともに人権が尊重される環境づくり、②あらゆる分野での女性活躍の推進、③男女ともにいきいきと働くことのできる環境づくり、④生涯を通じた男女の心と体の健康づくりを4本の柱と位置づけ、具体的な取り組みを進めます。

仕事を持つ女性が増え、個人の結婚観・価値観が変化するなか、女性の未婚化、晩婚化が進み、少子化の流れに歯止めがかかりません。喫緊の課題である少子化の原因と背景を分析しながら、男女ともに仕事と子育てを両立し活躍できるよう、子育て支援施策を推進し、ワークライフバランスに関する意識啓発に取り組みます。

関連する事業・施策	概要	担当部署
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れるよう、職場優先の意識を変え、働き方や性別に基づく固定的な役割分担意識の見直しを進めるため、講演会等事業の支援や啓発活動を推進する。	くらし支援課
企業の子育て支援（どさんこ子育て特典制度等）	小学生までの子どもがいる世帯が買い物や施設などを利用する際に、認証カードを提示することで、商店や施設などの好意によって様々な特典が受けることができる制度。	子育て応援課
保育所事業	【再掲】	
ファミリーサポートセンター事業	【再掲】	
放課後児童クラブ事業（たきかわ学童クラブ）	【再掲】	

## ◆公共サービスの担い手としての主な各種団体、企業◆

■たきかわっこ応援隊 出生を祝い、紙おむつ、おしりふき、赤ちゃん用綿棒等をプレゼント

※1 <次世代育成支援対策推進法について>

一般事業主行動計画（従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画）の公表と従業員への周知について

- (1) 従業員数が 301 人以上の企業は平成 21 年 4 月 1 日以降義務
- (2) 従業員数が 101 人以上 300 人以下の企業は平成 23 年 4 月 1 日以降義務
- (3) 従業員数が 100 人以下の企業は、平成 21 年 4 月 1 日以降努力義務 となっています。

※2 滝川情報事業協同組合（げんきカード会）においても、小学生までの子どもがいる世帯には通常よりもげんきカードのポイントが多くつく「特別会員カード」を発行しています。



※3 家庭教育サポート企業等制度

北海道教育委員会では、家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と協定を締結し、相互に協力して、北海道における家庭教育の一層の推進を図るための制度を設けています。滝川市内では次の企業が協定を結んでいます。（令和元年 11 月現在）



企業名	協定締結日
株式会社 ホンダカーズ滝川	平成 19 年 11 月 19 日
極東建設 株式会社	平成 21 年 3 月 12 日
株式会社 神部組	平成 21 年 6 月 11 日
北海道銀行 滝川支店	平成 23 年 12 月 16 日
北洋銀行 滝川支店	平成 28 年 2 月 9 日
シオジリプラス株式会社	平成 29 年 9 月 6 日
滝川測量設計株式会社	平成 29 年 9 月 6 日

### 5-（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進

子どもの貧困率は、平成27年時点で13.9%と、およそ7人に1人が「相対的な貧困」の状態にあると言われていますが、とくに母子家庭においては子育てと勤労を一人で背負うことが多いため、子育てをする上で、経済的・社会的に不安定な状態にあり、家庭生活においても多くの問題を抱えていることが少なくありません。児童扶養手当の支給が年3回から年6回に変更されるなど、制度の見直しも行われていますが、ひとり親家庭の自立をより促進するため、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の助成など、国や道の実施する各種手当等に係る経済的支援を継続して行うとともに、総合的な相談体制の確立が必要であり、子育て、生活、就労等の幅広い内容について、個々に応じたきめ細かい対応が大切です。

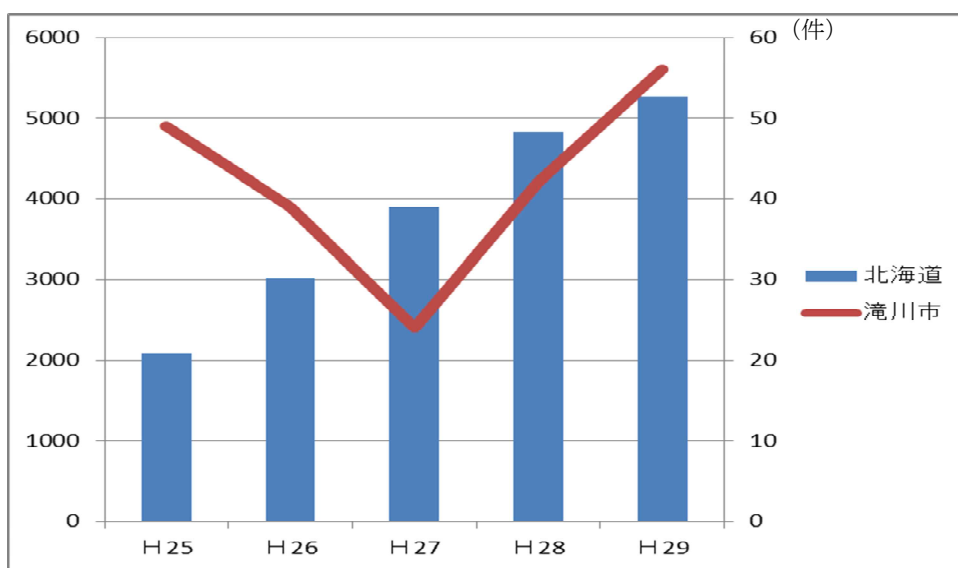
関連する事業・施策	概要	担当部署
児童扶養手当の支給	離婚などにより18歳未満の児童を養育しているひとり親、または養育者に支給される。	子育て応援課
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等医療費受給者証を、健康保険証とともに医療機関に提示することにより、医療費の助成を受けることができる制度。	保険医療課
母子・父子自立支援事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けて支援を行う、各種給付事業等の総合窓口を設置（自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費、母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業、母子・父子自立支援プログラム）。	子育て応援課
各種減免制度	母子世帯等への、各種減免制度を充実（保育所保育料、放課後児童クラブ利用料、上下水道料、ゴミ処理手数料 等）。	子育て応援課ほか

## 【6. 配慮を要する子どもや家庭への支援体制づくり】

### ◆現状と課題◆

少子化や核家族化の進行、子どもを取り巻く地域社会の変化などにより、家族や地域の子育て機能が低下、また保護者は子育てへの不安や負担感が大きくなっていく中、子育ての悩みや、障がいなどに関する相談ができる専門的な機能が必要となっています。

また、保護者自身の疾患や家族構成の変化、生活上のストレスなど様々な要因が複雑に絡み合うことも、児童虐待へとつながってしまうリスクであることを地域社会全体が自らの問題として関心を持ち、関係機関が連携して子どもを見守る地域ネットワークの充実を図ることが重要です。



北海道：児童相談所の処理件数、滝川市：家庭児童相談室への相談件数

### 6-（1）児童虐待防止対策

児童虐待への対応にあたっては、制度改正や関係機関の体制強化を図ることなどにより、その充実が求められているところですが、全国では深刻な児童虐待事件が依然として後を絶ちません。本市においても困難を抱え支援を必要とする家庭は増加傾向にあり、「児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援の業務」を担うための相談体制の整備はますます重要となっています。

児童虐待の発生予防及び早期発見・早期対応のためには、関係機関が連携し、地域の社会資源を活用しながら家庭に寄り添い、子育てに関する切れ目のない総合的な支援を行うことが求められます。

今後も、要保護児童等対策連絡協議会を活用し、子どもにかかわる全ての人との連携を密にし、相談支援体制の充実を図ります。

関連する事業・施策	概要	担当部署
家庭児童相談室	児童虐待に関する通報の窓口であるとともに、子どもと子育て家庭の悩みごとについてのあらゆる相談を受け、必要に応じて児童相談所等関係機関と連携して対応（※組織名称再検討）	子育て応援課
児童の保護	虐待等により子どもの安全が確保できないと判断される場合は、関係機関と連携し、一時保護を行う。	子育て応援課



家庭内暴力(DV)への対応	DVのあった家庭に子どもがいる場合も、子どもへの虐待と考えられるため、適切な対応を行う。	子育て応援課
要保護児童等対策連絡協議会による情報共有	児童虐待に関する情報が切れ目なく引き継がれるよう、関係機関との情報共有に努める。	子育て応援課
こども家庭支援員の研修	児童虐待に対応するこども家庭支援員の資質向上のため、研修を受講する。	子育て応援課
虐待防止の啓発活動	毎年11月の児童虐待防止月間に合わせ、関係機関へオレンジリボンを配布するなど啓発を図る。	子育て応援課
乳児家庭全戸訪問事業	【再掲】	
子育て世代包括支援センター事業 (利用者支援事業)	【再掲】	
【新規】 市町村こども家庭総合支援拠点の開設	【再掲】	

## 6-(2) 障がい児施策の充実

乳幼児期における障がいや、発育・発達の遅れなどの早期発見と適切な対応、学齢期における特別支援教育の実施など、保健、医療、福祉、教育などの関連する分野において、各関係機関が連携し、すべての子どもが、その子の持つ能力や可能性を最大限に伸ばしていくための施策を実施します。

関連する事業・施策	概要	担当部署
特別支援教育の推進	障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行うために、特別支援学級支援員を配置するなど、保護者や関係機関等との連携を図り、個別の教育支援計画を作成し、特別支援教育の充実を図る。	教育総務課
発達相談 (早期発見・早期療育)	保健センターの乳幼児健診時に発達障害の早期発見に努め、こども発達支援センターの発達相談、早期療育に結び付ける。	健康づくり課
早期療育体制の整備	基幹相談支援センターや市内の指定障がい児相談支援事業者による相談支援体制の強化。	福祉課
発達相談体制の強化	こども発達支援センターを中心とした、関係機関との連携強化、専門職員の資質向上に努める。こども発達支援推進協議会による研修会、情報交換会等の実施。	子育て応援課
障がい児保育の充実	保育を要する障がいのある児童を保育所に入所させ、健常児とともに統合保育することにより、成長発達を促進する。	子育て応援課
放課後児童クラブでの障がい児受入れ	市内6か所で実施している放課後児童クラブ(学童クラブ)において、障がい児を適宜受け入れる。	子育て応援課
各種手当の支給	特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、障がいのある子どもがいる家庭への経済的支援。	福祉課